

# 障害者就業・生活支援センターのご案内

長野県内の障害者就業・生活支援センターの所在地・連絡先などは、[こちら](#)をご覧ください。

障害者就業・生活支援センターは、障害をお持ちの方への「就労支援」「就労に伴う生活面の支援」や「障害者を雇用する企業の支援」などを行う機関です。厚生労働省と都道府県が、地域の福祉事業所などにその運営を委託して事業を行っています。

長野県内には福祉圏域ごとに10センターが設置されており、地域の関係機関と連携しながら支援に取り組んでいます。

## 支援の概要

※ 登録料や利用料はかかりません（無料）

### ■障害をお持ちの方への支援

#### ①就労に向けた準備支援

面談、就労に向けたプランの作成、職場実習、職業準備訓練のあっせん、体調管理 等

#### ②関係機関と連携した求職活動の支援

職業相談、面接への同行 等

#### ③就職後の職場定着のための支援

事業所訪問による面談、雇用環境の調整（企業の方への助言）、生活や体調管理面などの相談 等

※ 上記支援を、地域の関係機関（ハローワーク、障害者職業センター、就労移行支援事業所、保健福祉事務所、医療機関など）と連携して行います。

### ■企業向けの支援 ※必要に応じて、支援員が事業所に出向き支援を行います。

#### ①障害者の採用に関する相談支援

採用方法、職場実習の実施、職場環境の整備、ハローワーク等と連携した採用計画のコーディネート 等

#### ②障害者の職場定着に関する相談支援

個々の障害特性に応じた職務内容、配属、職場環境等に関する相談支援